

令和7年度

入所のしおり

(重要事項説明書)



一般社団法人 ゆいのわ

なないろ学童クラブ

学童と家庭で手を取って

4月の子どもたちは、期待と不安をもって学童保育での生活の第一歩を踏み出します。新しい環境に対する不安と緊張から子どもたちの様々な姿が見られます。特に新1年生に関しては幼稚園生活、また家庭生活の環境が違う子どもたちが初めて学童保育を利用します。

学童の生活を通して1年生は集団生活での基本的な生活習慣を学び、2・3年生は集団の中での役割を意識しながら社会性を身に付けていき、4年生以上は責任感のあるリーダーとして成長していきます。

子どもたちが学童保育に慣れ楽しく通所できるように、励ましの声かけなどご協力をお願いします。私たち職員一同、一人ひとりの子どもたちを一日でも早く理解し、子どもたちが健やかに成長できる場を作りたいと思いますのでよろしくお願いします。



◇放課後児童クラブとは？

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、学校の終了後、及び春・夏・冬休み・土曜日などの学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の安全の場の提供、遊びを主とする活動を通じて児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とするともに、仕事と子育ての両立支援を図る施設です。

放課後児童クラブの事業運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び久米島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例26号）に基づいています。

「なないろ学童クラブ」は、放課後児童健全育成事業の補助金と保護者の皆さまから徴収する利用料等で運営しています。運営・管理は、一般社団法人ゆいのわが行います。

1. 保育理念 ～三つの柱～

- ・子どもにとって心の居場所となる 「第2のお家」
～子ども一人ひとりが尊重され、安心して通える居場所づくり～
- ・保護者と放課後支援員が共に子どもたちを育てていく 「共同の子育て」
- ・地域とのつながりをふかめる 「地域に根ざす」



2. 対象児童

* 仲里・美崎・久米島小学校区に通う児童（1年生から6年生まで）で、保護者が以下の条件に該当する児童。

・保護者が、就労のため家庭を留守にし、家庭保護が受けられない状態にいる児童。

・保護者が疾病等、その他やむを得ない事情により長時間保護育成を受けられない児童。

3. 育成支援（保育）時間

通常保育時間

* 月曜日～金曜日	学校の授業終了後から午後7:00まで
* 土曜日	午前8:00から午後4:00まで

★土曜日は午後4:00～午後7:00まで、有料（おやつ代）で延長保育を行っています。

土曜日の延長料（おやつ代）：日額 200 円

長期休暇保育時間（夏・冬・春休み、学校の代休日等）

* 月曜日～金曜日	午前8:00から午後6:00まで
* 土曜日	午前8:00から午後4:00まで

★長期休暇中の平日は、午後6:00～午後7:00まで有料（おやつ代）で延長保育を行っています。 平日の延長料（おやつ代）：日額 100 円

★土曜日は午後4:00～午後7:00まで、有料（おやつ代）で延長保育を行っています。

土曜日の延長料（おやつ代）：日額 200 円



4. 閉所日

- ① 日曜日
- ② 国の定める祝日
- ③ 慰霊の日（6月23日）
- ④ 旧盆（ウークイのみ）
- ⑤ 年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑥ 台風等災害や感染症等による学校の臨時休校があった場合
- ⑦ その他事業者が閉所と定めた日

5. 利用料金

月額利用料

学年	保育料	おやつ代	行事費	教材費	運営費	積立金	計
1～6年	6000円	2000円	300円	200円	1000円	1000円	10500円

○利用料金の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしております。

入所後、納入通知書を受け取りましたら、早めに口座振替申込手続きをしてください。

○口座振替日は毎月 27 日となります。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

その他の必要料金

- ・入所料：5,000円（児童Tシャツ代含む）
- ・長期休暇休み（春・夏）は一部加算があります。
- ・兄弟割として一世帯につき、1,000円割引がございます。
- ・平日の延長料（おやつ代）：日額 100円
- ・土曜日の延長料（おやつ代）：日額 200円

長期休暇加算

・12月	1000円
・3月	1000円
・4月	1000円
・7月	3000円
・8月	3000円

★土曜日・長期休みの昼食について

希望者は、前日の午前中までにご連絡ください。

料金：200円／1食



免除・減額措置

・生活保護受給世帯	保育料 全額免除
・児童扶養手当受給世帯	沖縄県の補助基準により減額
・就学援助受給世帯	

- *利用料免除・減額を希望する方は「久米島町放課後児童クラブ保育料金免除申請書」をご提出ください。申請されない場合は免除・減額されません。
また、年度途中で措置の対象になった場合、又は対象外になった場合にもお知らせください。

6. 児童の登降所

- 仲里小学校生の下校は、学年ごとに歩いて学童クラブまで帰ってきます。
 - *1年生は、下校指導しながら支援員が迎えに行きます。
- 美崎・久米島小学校区への送迎は、学童保育の車でお迎えに行きます。お迎え場所は各学校と協議し決めますが、年間を通して変更する可能性があります。
- 学童クラブへのお迎えは、保護者の方にお迎えに来ることを原則としています。
- 保護者以外の方がお迎えに来る場合は、保護者より必ず連絡をしてください。
- 仲里小学校区の児童で、お迎えが出来ない場合も、入所間もなくの間はお迎えをしてください。その後は次の事項を守ってください。
 - ・登降所の順路をきちんと決め、毎日同じ順路を守ってください。
 - ・降所時間は、保護者の帰宅時間及び集団生活を考え合わせて、一定の時間をお知らせください。
- 習い事について
 - ・学童クラブから習い事に行く場合、終わったあとは学童クラブへ帰るのか自宅へ帰るのか等、詳細をお知らせください。

7. 各種連絡

*なないろ学童クラブでは、ICT導入し保護者との様々な連絡をCoDMON（コドモン）を使用し行います。

○欠席・早退

- ・保護者は、必ず前日までにCoDMONにてお知らせください。
- ・やむ得ない場合又は緊急時には当日CoDMONへご連絡ください。
- ・子どもの口頭での連絡は認めておりません。

○子どもの健康状態及び短縮授業についてもCoDMONでお知らせください。

○届出について

- ・1カ月単位で学童クラブを休む場合は、「休所届」を休む月の15日前までに提出してください。休所の際の利用料につきましては、ご確認ください。
- ・学童クラブをやめる場合は、「退所届」をやめる30日前までに提出してください。（休所届、退所届の用紙は学童クラブにあります。）

8. 緊急時や病気・伝染性疾患の対応

- ①保育中に発熱した場合（37.5℃を目安に）、保護者に連絡しますので迎えをお願いします。
- ②学童クラブ内での投薬はしません。
- ③薬を持参し、投薬の必要がある場合は必ず支援員に連絡してください。
- ④病気により学校を休んでいる児童は、学童クラブでの保育はできません。
- ⑤伝染性疾患に罹患している疑いがある場合は、病院受診をお願いします。
- ⑥伝染性疾患に罹患している児童は、医師の許可が出るまで学童クラブへの登所はできません。（治癒証明書）
- ⑦児童の怪我等の緊急時に備えて、傷害保険、賠償責任保険に加入しています。費用は放課後児童健全育成事業の補助金に含まれています。



9. 非常災害時の対応

①学童クラブの防火管理について

- ・防火管理者または、火気・消防等について責任者を定めています。
- ・定期的に、避難訓練を実施します。

②台風時の対応について

- ・登校前にすでに暴風圏内にあつて、暴風警報が発令され休校となった場合、学童クラブも休所とします。ただし、午前1時以降に警報が解除となった場合は開所とする。
- ・登校後に警報が発令され下校する場合は、学童クラブで児童の安全を守り保護しますが、保護者に連絡をとりお迎えに来ていただきます。
- ・夏休みなどの一日保育時間中に暴風警報が発令された場合は、学童クラブは閉所とします。その際、保護者は速やかに児童のお迎えをお願いします。

*上記の対応を原則とするものの、学校の対応等により変更となる場合があります。その際は、事前にCoDMONにてお知らせします。

10. 育成支援の内容

児童は、支援員のはたらきかけや援助のもと、毎日の生活の中で様々な体験を通して成長・発達していきます。そのために、1人ひとりが大切にされ、仲間や支援員と楽しく遊び・生活できるよう環境づくりを行います。

主な活動内容

- 自由遊び・・・公園でのスポーツや集団遊び、屋内でのゲームや伝承遊びをします。
- 地域散策・・・地域を散策し、虫や花を探したり、木の実などを取ります。
- 工作活動・・・木工作、絵、編み物など、道具の使い方も教わり、創作意欲を育てていきます。
- おやつ作り・・・長期休みなど、時間に余裕がある時に子どもたちと一緒に作ります。
- 昼食づくり・・・長期休みなどにグループごとにメニュー作成、買い出し、料理までをします。
- 夏休みのお出かけ・・・子どもたちが行き先、行き方などを調べたり、計画を立てて実行します。

- 社会見学・・・市場に出たり、いろんな施設を見学したり、お買い物体験もします。
- 宿泊学習・・・お泊りキャンプやリーダー研修（久米島のんびりウォーク）など、時季や学年に応じて開催します。
- ミニ大会・・・子どもたち主催で小規模のコンテストや大会をおこないます。
- その他・・・季節に応じていろいろな遊びや行事を行います。

行事に関してご協力をお願い

各種行事には、保護者の参加や協力を必要とします。また、様々な活動を通じて、支援員や親同士がつながり、交流していけるように学童クラブでも親子参加の行事を企画しますので、日ごろの学童クラブでの子どもの様子を知るためにも積極的にご参加ください。

学童クラブの過ごし方

【新1年生の4月】

- 午前 11:30 帰所
(新入児童は、支援員が迎えに行きます。小学校から学童までの道順で交通安全指導をします。)
- 午後 12:00 昼食
- 午後 12:40 清掃
(食事をした場所を簡単に清掃します。)
- 午後 1:00 屋内・外での自由遊びを中心に一人ひとりが早く学童生活に慣れてもらえるように工夫しています。
- 午後 4:00 おやつ
- 午後 4:30 屋内・外での自由遊びや上級生と集団遊び等をします。
- 午後 7:00 片付け・帰る準備・お迎え
(平日の保育時間→午後7:00まで)

【平常の保育】

- 午後 2:00 低学年生
～3:00 宿題をして、屋内・外で自由に遊びます。
- 午後 4:00 おやつ
高学年生帰所
宿題をして、異年齢と交ざって集団遊び等をします。
- 午後 7:00 片付け・帰る準備・お迎え
(平日の保育時間→午後7:00まで)

【土曜日の保育】

- 午前 8:00 開所後、異年齢に交ざって屋内での自由遊びや工作等
- 午前 10:00 朝の会（やりたいこと、お知らせを確認します。)
- 午前 10:30 異年齢に交ざって屋内・外での自由遊びや集団遊びをします。
- 午後 12:00 昼食
- 午後 1:00 異年齢に交ざって屋内・外での自由遊びや集団遊びをします。
- 午後 3:00 おやつ
- 午後 7:00 片付け・帰る準備・お迎え
(平日の保育時間→午後7:00まで)



11.おやつ、昼食

○土曜日及び長期休暇期間中、昼食を希望される児童に食事提供を行います。希望しない児童は必ずお弁当の持参をお願いします。

申込み：前日の午前中までに CoDMONにてご連絡ください。

料金：200円/1食

納付：利用料と一緒に引き落としを行います。

○学童クラブで手づくりを行う場合もあります。その際は事前にCoDMONにてお知らせします。

○児童が現金を持参し、パンなどを買いに行くことは禁止しています。

○おやつは学童クラブで用意します。アレルギーなどがある場合は事前にご連絡をお願いします。

12.保護者への協力願い

- ①学童クラブをお休みする時は、保護者の方から必ず連絡を入れてください。
- ②学校の行事や短縮授業で下校時間の変更等がある際には、学童クラブまで連絡をお願いします。
- ③地域や季節行事の催し物に参加することもあります。習い事等の振り替えや時間調整のご協力をお願いします。
- ④長期休みや一日保育の時は、午前10時までに登所させてください。勉強道具は毎日もってきてください。ご家庭で学習の計画を立ててください。
- ⑤必要のないお金や玩具などを持たせないでください。
- ⑥児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。
- ⑦毎月発行されるお便りは必ず読まれてください。月の予定や連絡事項、行事等が書かれています。(CoDMONの方でも保育の様子、連絡事項等を記載します。
- ⑧送迎の際、車の駐車は近隣の迷惑にならないように停めてください。



- ⑨着替え用の衣装等・・・上着（上下）、下着、靴下、タオル、帽子一式を袋に入れて持参してください。学童クラブで常備しておきます。（雨天時や遊びで汚れた等のため）

1 3. 児童虐待等防止について

当放課後学童クラブでは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を置き、職員に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修を実施しております。

また、児童虐待が発生または疑われる場合は、迅速かつ的確な対応と、関係機関への通告をいたします。

1 4. 個人情報保護について

当放課後学童クラブでは、その業務上知り得た子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 5 7 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱いいたします。

1 5. 要望・苦情への対応について

当放課後学童クラブでは、支援に係る子ども及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置しております。

- (1) 苦情解決責任者 クラブ代表 与座 篤
- (2) 苦情受付担当者 統括支援員 与座 規子
- (3) 第三者委員 久米島町役場 福祉課

当放課後学童クラブへの要望等ありましたら、玄関先の記入用紙にご記入のうえ、ご意見箱にご投函ください。

1 6. 緊急連絡先

住所：沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂 7

電話番号：090-9789-5823

